

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成21年
9月1日
(火曜日)

目次

告示

- ふ化業者の登録(畜産振興課).....一
- 森林法の規定に基づく許可をすべき皆伐面積の限度(森林整備課).....二
- 道路の区域の変更(道路整備課).....二
- 道路の供用の開始(道路整備課).....二
- 公告
- 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課).....二
- 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定による意見書の提出(商政課).....三
- 平成二十一年度後期実施技能検定試験の実施(労働政策課).....三
- 下関都市計画道路の変更の案に関する公聴会の開催(都市計画課).....六



山口県告示第三百五十号

養鶏振興法(昭和三十五年法律第四十九号)第七条第一項の規定に基づき、次のとおりふ化業者の登録をした。

平成二十一年九月一日

山口県知事 二井 関成

登録番号	ふ化業者名	住所	ふ化業者名	所在地	登録年月日
二二第一号	深川養鶏農業協同組合	長門市東深川一八五九の一	深川養鶏農業協同組合	長門市西深川五八一の一	平成二一、八、二二

山口県告示第三百五十一号

平成二十一年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

平成二十一年九月一日

山口県知事 二井 関成

一 水源かん養保安林及び土砂流出防備保安林

同一の単位とされる集団の区域	行政単位区域	許可をすべき皆伐面積の限度	
		水源かん養保安林(ヘクタール)	土砂流出防備保安林(ヘクタール)
阿北地区	萩市(平成十七年三月五日における阿武郡田万川町、須佐町及び福栄村の区域に限る。阿武郡阿武町、萩市(平成十七年三月五日における萩市並びに阿武郡川上村、むつみ村及び旭村の区域に限る。阿武郡阿東町)	五四・九〇	一七五・七九
橋本地区	萩市(平成十七年三月五日における萩市並びに阿武郡川上村、むつみ村及び旭村の区域に限る。阿武郡阿東町)	八五七・一四	二〇二・三七
大津地区	長門市	三三四・九五	一四一・〇六
豊浦地区	下関市	三六四・八〇	一五九・三八
厚東川(厚狭川)	宇部市 美祢市 山陽小野田市	六三七・五七	二〇一・三七
榎野川	山口市(平成十七年九月三十日における山口市並びに吉敷郡秋穂町、小郡町及び阿知須町の区域に限る。)	二六七・五八	三三六・二五
佐波川	山口市(平成十七年九月三十日における佐波郡徳地町の区域に限る。)	七一・五三	二六〇・四四
徳山地区	下松市 周南市(平成十五年四月二十日における徳山市、新南陽市及び都濃郡鹿野町の区域に限る。)	四〇〇・六五	一五一・七三
田布施川(島田川)	光市 周南市(平成十五年四月二十日における熊毛郡熊毛町の区域に限る。)	一四・六六	一三〇・七七
由宇川(柳井川)	岩国市(平成十八年三月十九日における岩国市及び玖珂郡本郷村、錦町、美川町及び美和町の区域に限る。)	四九〇・六三	一〇八・二三
錦川下流	大島郡周防大島町	—	六・九八

二 魚つき保安林

阿武町	四・三〇	宇部市	〇・二二	上関町	九・〇四	周防大島町	一一・五八
萩市	二七・三八	防府市	三・九〇	平生町	〇・七二		
長門市	一八・二八	下松市	三・二八	柳井市	二・〇八		
下関市	一一・六六	周南市	〇・五〇	岩国市	二・〇六		

三 保健保安林

山口県	一三四・七四
-----	--------

山口県告示第三百五十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。
 その関係図面は、平成二十一年九月一日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年九月一日

山口県知事 二井 関 成

道路の種類 県道
 路線名 佐々並美東線
 道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
美祢市美東町大田字漬ノ下八七の一 地先から		最狭 一八・四四	七〇四・〇	

同市美東町大田字西ヶ迫三二一地先
まで

新

最狭
四七・一三

六三二・一

道路改良工事の
完了による。

山口県告示第三百五十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
 その関係図面は、平成二十一年九月一日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年九月一日

山口県知事 二井 関 成

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
佐々並美東線	美祢市美東町大田字漬ノ下八七の一 地先から 同市美東町大田字西ヶ迫三二一 地先まで	平成二十一年九月 二日



（二八〇）大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、平成二十一年四月十日山口県公告（一一二五）に係る大規模小売店舗について次のとおり周南市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十一年九月一日から同年十月一日までの間、山口県商工労働部商政課及び周南市産業観光部産業政策課において公衆の縦覧に供します。

平成二十一年九月一日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 アルク徳山中央店
 所在地 周南市花畠町二二七の一
- 二 意見の概要
 交通に係る事項、騒音の発生に係る事項等について配慮を求める。

(二八一) 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定による意見書の提出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第二項の規定により、平成二十一年四月十日山口県公告(一二五)に係る大規模小売店舗について次のとおり意見書の提出がありました。

当該意見書は、平成二十一年九月一日から同年十月一日までの間、山口県商工労働部商政課及び周南市産業観光部産業政策課において公衆の縦覧に供します。

平成二十一年九月一日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 アルク徳山中央店
所在地 周南市花畠町一二七の一
- 二 意見の概要
交通に係る事項について配慮を求める。

(二八二) 平成二十一年度後期実施技能検定試験の実施

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。)第四十四条第一項の規定により、平成二十一年度後期実施技能検定試験を次のとおり実施します。

平成二十一年九月一日

山口県知事 二井 関 成

一 技能検定の実施職種及び試験の方法

(一) 実施職種

1 特級の技能検定

- 鑄造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造及びプラスチック成形

2 一級及び二級の技能検定

次の表の上欄に掲げる職種で、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目に係るもの

職 種	試 験 科 目
さ く 井	ロータリー式さく井工事
金 型 製 作	プラスチック成形用金型製作
工 場 板 金	機械板金 数値制御タレットパンチプレス板金
機 械 検 査	機械検査
機 械 保 全	機械系保全 電気系保全 設備診断
電 気 機 器 組 立 て	シーケンス制御
半 導 体 製 品 製 造	集積回路チップ製造 集積回路組立て
自 動 販 売 機 調 整	自動販売機調整
空 気 圧 装 置 組 立 て	空気圧装置組立て
油 圧 装 置 調 整	油圧装置調整
農 業 機 械 整 備	農業機械整備
冷 凍 空 気 調 和 機 器 施 工	冷凍空気調和機器施工
婦 人 子 供 服 製 造	婦人子供既製服パターンメイキング 婦人子供既製服縫製
和 裁	和服製作
強 化 プ ラ ス チ ッ ク 成 形	ビニルエステル樹脂積層防食
石 材 施 工	石材加工
水 産 練 り 製 品 製 造	かまぼこ製品製造
建 築 大 工	大工工事

職種	試験科目
電気機器組立て	シーケンス制御
機械検査	機械検査

かわらぶき	かわらぶき
配管	建築配管
型枠施工	型枠工事
鉄筋施工	鉄筋組立て
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事
防水施工	アスファルト防水工事 合成ゴム系シート防水工事 塩化ビニル系シート防水工事 改質アスファルトシートトーチ工法防水工事
カーテンウォール施工	金属製カーテンウォール工事
自動ドア施工	自動ドア施工
ガラス施工	ガラス工事
機械・プラント製図	機械製図手書き 機械製図CAD
電気製図	配電盤・制御盤製図
金属材料試験	機械試験 組織試験
塗装	鋼橋塗装

3 三級の技能検定の
次の表の上欄に掲げる職種で、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目に係るもの

職種	試験科目
調製 調整 工場の 電子機器組立て 空気圧装置組立て プラスチック成形 製造 工場金属熱処理 めっき仕上げ 機械組立て 電気機器組立て 油圧装置調整 建設機械整備 婦人子供 金属熱処理 機械加工 放電加工 金型製作 金属プレス加工 タイカスト 自動販売機 建設機械整備 金属熱処理 機械加工 放電加工 金型製作 金属プレス加工 タイカスト 自動販売機 建設機械整備	平成二十二年一月三十一日 (日曜日)

職種	試験科目
電子回路接続	電子回路接続
樹脂接着剤注入施工	樹脂接着剤注入工事

冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工
和裁	和服製作
建築大工	大工工事
配管	建築配管
機械・プラント製図	機械製図手書き
電気製図	配電盤・制御盤製図

4 単一等級の技能検定の
次の表の上欄に掲げる職種で、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目に係るもの

- (一) 試験の方法
(一)に規定する職種ごとに実技試験及び学科試験を実施する。
- 二 試験の期日
(一) 実技試験
平成二十二年十一月三十日(月曜日)から平成二十二年二月二十一日(日曜日)までの間において山口県職業能力開発協会が指定する日
- (二) 学科試験

1 特級の技能検定

2 一級及び二級の技能検定

職	種	実施期日
機械検査 電気機器組立て 筋施工 ガラス施工 金属材料試験	婦人子供服製造 配管 型枠施工 鉄	平成二十二年二月二十四日 (日曜日)
さく井 金型製作 工場板金 自動販売機調整 油圧装置調整 農業機械整備 冷凍空気調和機器施工 強化プラスチック成形 石材施工 水産練り製品製造 コンクリート圧送施工 防水施工 力		平成二十二年三月三十一日 (日曜日)
機械保全 半導体製品製造 空気圧装置組立て 和裁 建築大工 かわらぶき 自動ドア施工 電気製図 塗装		平成二十二年二月七日 (日曜日)

3 三級の技能検定

職	種	実施期日
機械検査 電気機器組立て 配管		平成二十二年二月二十四日 (日曜日)
冷凍空気調和機器施工 機械・プラント製図		平成二十二年三月三十一日 (日曜日)
和裁 建築大工 電気製図		平成二十二年二月七日 (日曜日)

4 単一等級の技能検定

職	種	実施期日
電子回路接続 樹脂接着剤注入施工		平成二十二年二月七日 (日曜日)

三 試験の場所

山口県職業能力開発協会が指定する場所

四 受検資格

- (一) 特級の技能検定にあつては、法第四十五条及び職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「省令」といふ。）第六十四条に規定する者であること。
- (二) 一級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の二に規定する者であること。
- (三) 二級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の三に規定する者であること。

であること。

(四) 三級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の四に規定する者であること。

(五) 単一等級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の六に規定する者であること。

五 受検申請書の受付期間

平成二十一年九月二十八日（月曜日）から同年十月九日（金曜日）まで（郵送の場合、十月九日までの消印のあるものは、有効とする。）

六 受検申請書等の提出先

山口市中央四丁目三番六号（郵便番号七五三〇〇七四）

七 提出書類

- (一) 受検申請書
- (二) 実技試験又は学科試験の免除を受けよとする者にあつては、その資格を証する書面

八 受検手数料

受検申請書の提出の際に次に掲げる額を山口県職業能力開発協会に納付すること。
(一) 学科試験にあつては、三千円
(二) 実技試験にあつては、次の1の表から5の表までの上欄に掲げる職種ごとにそれぞれこれらの表の下欄に掲げる額

1 特級の技能検定

職	種	手数料
鑄造 金属熱処理 めっき 仕上げ 器組立て 建設 機械整備 備 婦人子供服製造	機械加工 放電加工 金型製作 金属プレス加工 工場板金 機械検査 ダイカスト 機械保全 電子機器組立て 電気機 自動販売機調整 空気圧装置組立て 油圧装置調整 プラスチック成形	一万六千五百円

2 一級及び二級の技能検定

職	種	手数料
和裁 機械・プラント製図 電気製図		一万二千円
機械検査 婦人子供服製造		一万三千七百円

さく井 金型製作 工場板金 機械保全 電気機器組立て 半導体製品製造 自動販売機調整 空気圧装置組立て 油圧装置調整 農業機械整備 冷凍空気調和機器施工 強化プラスチック成形 石材施工 水産練り製品製造 建築大工 かわらぶき 配管 型枠施工 鉄筋施工 コンクリート圧送施工 防水施工 カレンション工 自動ドア施工 ガラス施工 金属材料試験 塗装	一万六千五百円
--	---------

3 三級の技能検定(受検者が在校生である場合)

職	種	手数料
和裁	機械・プラント製図 電気製図	四千元
機械検査		四千六百元
電気機器組立て	冷凍空気調和機器施工 建築大工 配管	五千五百円

4 三級の技能検定(受検者が在校生でない場合)

職	種	手数料
和裁	機械・プラント製図 電気製図	一万二千元
機械検査		一万三千七百元
電気機器組立て	冷凍空気調和機器施工 建築大工 配管	一万六千五百円

5 単一等級の技能検定

職	種	手数料
	電子回路接続 樹脂接着剤注入施工	一万六千五百円

九 問題の公表

実技試験の問題は、平成二十一年十一月二十日(金曜日)に山口県職業能力開発協会において公表する。ただし、一部の職種については、公表しない。

十 合格者の発表等

- (一) 合格者の発表は、平成二十二年三月十六日(火曜日)とし、合格者の受検番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示する。
- (二) 試験の得点の開示は、山口県商工労働部労働政策課において行うので、試験の得

点の開示を受けようとする受検者は、合格者の発表日以後、受検票を提示してその旨を知事に申し出ること。

十一 その他

- (一) 受検案内、受検申請書等の請求は、山口県職業能力開発協会、市役所、町役場、公共職業安定所、高等産業技術学校、山口職業能力開発促進センター又は防府地域職業訓練センターにすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「技能検定試験」と朱書きし、百四十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封の上、山口県職業能力開発協会にすること。
- (二) 技能検定試験についての問合せは、山口県職業能力開発協会(電話〇八三一九二二一八六四六)にすること。

(二八三) 下関都市計画道路の変更の案に関する公聴会の開催

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定に基づき、下関都市計画道路の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催します。

平成二十一年九月一日

山口県知事 二井 関成

一 開催の日時

平成二十一年九月二十四日(木曜日)午後七時

二 開催の場所

下関市秋根南町二丁目四番三三号

勝山公民館

三 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案

変更する下関都市計画道路三・三・九長府綾羅木線

次のとおりとする。

四 公述の申出手続

- (一) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成二十一年九月十七日(木曜日)までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面(以下「公述申出書」という。)を山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇一)山口県土木建築部都市計画課に提出してください。
- なお、郵送の場合は、平成二十一年九月十七日までの消印のあるものに限ります。

- (二) 公述申出書を提出した者のうち、同種の意見を有する者が多数ある場合には、公

聴会において意見を述べることができる者を選定することがあります。

(三) 公聴会の運営を円滑にするため、必要がある場合には、意見を述べる時間を制限することがあります。

(四) (二)及び(三)に掲げる場合においては、理由を付してその旨を公述申出書を提出した者又は公聴会において意見を述べる者ができる者に通知します。

五
その他

(一) 公聴会に関する問合せは、山口県土木建築部都市計画課(電話〇八三―九三三―三七二五)にしてください。

(二) 関係図書は、次の場所において縦覧に供します。

山口市滝町一番一号

山口県土木建築部都市計画課

下関市貴船町三丁目一番一号

下関土木建築事務所

下関市南部町一番一号

下関市都市整備部都市計画課

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を五の(二)の関係図書の縦覧場所において縦覧に供します。)

平成二十一年九月一日
発行

発行
行人所

山口県
知事